

# 取引報告書等の書面の電磁的方法による交付等の承諾書

## 第1条 (目的)

本規定は、株式会社CFスタートアップス（以下「当社」といいます。）が、お客様に書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社等の使用に係る電子計算機と、お客様等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法等、および書面の徴収等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法による交付を受ける場合における方法等（以下「電子交付サービス」といいます。）を定めたものです。

## 第2条 (書面の種類と記録の方法)

1. お客様が、本規定により電子交付サービスを利用できる書面は、金融商品取引法等において規定されている電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面（以下「取引報告書等」といいます。）とします。
  - ① 取引報告書
  - ② 全取引明細書
  - ③ 確認書・同意書
  - ④ 契約締結前交付書面
  - ⑤ その他当社が定め、当社ウェブサイト上に掲げるもの
2. 前項の取引報告書等はPDFファイルで保存するものとし、閲覧するにはPDFファイルの閲覧用ソフトが必要です。PDFファイルの閲覧用ソフトのAcrobat Reader等をお持ちでないお客様は、最新バージョンのAcrobat Reader等のダウンロードが必要になります。

## 第3条 (書面の電磁的方法による交付方法)

当社が行う書面の電子交付サービス（以下「本サービス」といいます。）は、以下のいずれかの方法によります。

- ① 当社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項および同意に関する事項を、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法
- ② 閲覧ファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法

## 第4条 (書面の電磁的方法による交付方法の留意点)

1. 第3条①による顧客ファイルの閲覧には、IDとパスワードによる認証を必要とします。
2. 当社は、当社等の使用に係る電子計算機とお客様等の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「当該記載事項」といいます。）が顧客ファイルに記録される旨、または記録された旨の通知を行うものとします。ただし、お客様が当該記載事項を既に閲覧していた場合等はこの通知を行わない場合があります。
3. 当社は、当社等の使用に係る電子計算機とお客様等の使用に係る電子計算機と接続する電気

通信回線を通じて同意に関する事項（以下「当該同意事項」といいます。）を、お客様の閲覧に供し、当社の使用に係る電子計算機に備えつけたファイルにお客様の同意に関する事項を記録するものとします。

4. 顧客ファイルとは、お客様の使用に係る電子計算機およびお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様のファイル、もしくは金融商品取引業者等が使用するコンピュータ等に備えられたお客様のファイルおよび金融商品取引業者が契約しているデータセンター等に備えられたお客様のファイルのことをいいます。

## 第5条 （確認事項）

お客様は、以下の事項について確認を行ったうえで、合致する場合にのみ本サービスを申込みものとします。

- ① お客様は、当社に既に会員登録を行っていることおよびインターネットを利用することができること
- ② お客様は、当該書面を、お客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することができること
- ③ お客様は、前項の記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること（具体的にはプリンター等を保有されていること）

## 第6条 （免責事項）

お客様は、次に掲げる事項より生じた損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

- ① 当社は、第2条に掲げた取引報告書等の全ての書面に対して本サービスを行いますが、何らかの事由により本サービスが全てもしくは一部分が不可能となった場合、その交付に替えて紙媒体で交付すること
- ② 当社が、第2条に掲げた取引報告書等の全てもしくは一部を本サービスの対象としない場合があること
- ③ 本サービスについて、当社以外の法人等が運用を行う通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等

## 第7条 （規定の変更）

1. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、もしくはその他必要が生じたときは、変更される場合があります。
2. 前項に基づき、本規定を変更した場合、当社は所定の方法によりお客様にご通知させていただきます。当該変更の通知後、お客様と当社との間にお取引が生じた時点をもって、当該規定の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

以 上

附 則

(2022年7月29日 改訂)